

おだわら労基だより ～2026 夏～

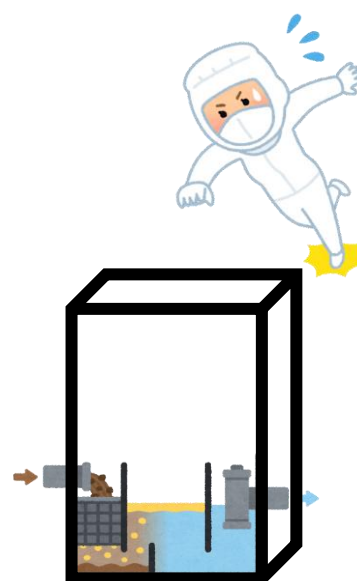
～ グリストラップへの転落災害にご注意ください ～

今夏、小田原労働基準監督署管内において、グリストラップ※の清掃作業中に、グリストラップ内に転落したことによる死亡災害が発生しました。

全国でも本災害と同様に、槽内に転落したことで亡くなる事例が複数発生しています。槽内には有毒ガスが発生している場合もあるため、救助者の二次災害が起きた事例もあります。

また、災害発生後、時間が経ってから発見される事案も多く見られ、初期対応の遅れも重大災害となる一因であると考えられます。

皆様の事業場につきましても同様の作業が行われる場合には、リスクアセスメントの実施、それに基づいた安全な作業手順の作成や安全教育、複数人で作業を実施すること等の対策を行い、同種災害の防止に努めてください。



※グリストラップ(グリスト)とは、飲食店や宿泊施設、社会福祉施設など、業務用厨房施設で出る排水から油脂分を分離・貯留させるための設備を言います。

～ 神奈川県最低賃金が 1,279 円に ～

神奈川県最低賃金は、令和 8 年 10 月 1 日から時間額 1,279 円に改定されます(現行 1,225 円から 54 円引上げ)。県内で働く全ての労働者(パート・アルバイトを含む)に適用されます。

～ 36 協定は「締結後の運用」が重要です ～

36 協定は締結・届出をして終わりではありません。特別条項付き 36 協定を締結している事業場では、協定で定めた健康確保措置が実際に実施されているか、改めて確認しましょう。また、36 協定や変形労働時間制などの労務管理については監督署のほか、**働き方改革推進支援センター**、経営課題や生産性向上については**よろず支援拠点**の無料の訪問支援を活用できます。

働き方改革推進支援センター

各都道府県に設置されているセンターで労務管理に関する専門家がお受けします



よろず支援拠点

各都道府県に相談窓口を設置し、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題について、様々な分野の専門家が相談をお受けします

